

事務連絡
平成 29 年 10 月 3 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
(公印省略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの運用上の留意事項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という)については、平成 28 年 12 月 28 日付け全建労発第 69 号でお送りしていますが、今般、別添のとおりガイドラインの運用上の留意事項について、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から都道府県労働局労働基準部長あて通知された旨、同課建設安全対策室長から通知がありました。

つきましては、ご了知の上、ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう貴協会会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
担当：労働部 又木

事 務 連 絡
平成 29 年 9 月 26 日

一般社団法人全国建設業協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの運用上の留意事項について

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成28年12月26日付け基発1226第1号別添）においては切羽監視責任者を選任することとしていますが、その考え方について運用上の留意事項として別紙のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より都道府県労働局労働基準部長あて通達しましたので、ご了知いただくとともに、同ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

(別紙)

基安安発 0926 第 1 号
平成 29 年 9 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの運用上の留意事項について

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号別添）においては切羽監視責任者を選任することとしているが、その考え方は以下のとおりであるので、運用に当たって留意願いたい。

記

- 1 切羽監視責任者は、ガイドライン第 5 の 4 の（2）のとおり切羽の状態を常時監視することとしており、原則として専任とすべきであること。
- 2 上記 1 に関わらず、概ね掘削標準断面積が 50m²未満のトンネルであって、切羽監視責任者の車両系建設機械との接触防止等の安全確保が困難な場合には、ずい道等掘削作業主任者等が切羽監視責任者を兼任することで差し支えないこと。